

申請における注意事項（Q&A）

令和4年12月23日追加・修正分

（要綱関係）

	質問	回答
要綱第2条関係	後付け機器の対象経費に、キャリブレーション（機器の調整）や精度確認は含まれるのか	納入時の取付指導費、キャリブレーション、精度確認等は全て対象経費になります。納入後に実施される講習等に関しては操作研修費になります。
〃	従来の建設機械とICT後付け機器を同時に購入する予定だが、対象になるのはICT後付け機器だけか	ICT後付け機器のみが対象になります。
〃	GNSS測量用受信機内蔵UAV対空標識は対象になりますか	対象になります。
要綱第4条関係	購入数の制限はありますか	購入数に制限はありません。 交付申請は1事業者につき、「ICT建設機械、後付け機器」、「3次元測量機器、同搭載用ドローン」、それぞれの「操作研修」に、各1回の申請になります。
〃	書類の提出はどういった方法があるか	電子メール、郵送及び持参のいずれかの方法で提出してください。ファックスによる受付は行いません。電子メール、持参の場合は令和4年12月26日午前8時30分から、郵送の場合は同日以降の到着分から受け付けます。なお、持参の場合は県庁の閉庁日を除きますのでご注意ください。

（要領関係）

	質問	回答
要領第3条関係	導入計画書の「2 事業に要する経費」の欄には、機器の名称と勘定科目のどちらを記載するのか	機器の名称を記載してください。
〃	佐賀県入札参加資格通知書の写しはいつのものを提出したらいいか	令和3・4年度入札参加資格通知書の写しを提出してください。